

## 有限責任中間法人日本卸電力取引所 紛争処理規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)の電力市場における取引に関して取引会員間に生じた紛争の仲介に関し必要な事項を定め、紛争の解決に資することを目的とする。

## (紛争処理委員会)

第2条 定款第27条第1項に定める紛争処理委員会(以下「委員会」という。)の運営は、別途定める紛争処理委員会規程によりこれを行う。

## (紛争の当事者である委員)

第3条 委員会の委員のうち紛争の当事者その他利害関係を有するものは、その紛争の仲介に参加することができない。

## (仲介手続きの非公開)

第4条 仲介手続きは公開しない。ただし、委員会は相当であると認めるものの傍聴を許すことができる。

## (申出)

第5条 本取引所の電力市場における取引に関し、取引会員間に紛争がある場合において、当事者は、本取引所に対して仲介の申出をすることができる。

- 2 取引会員は、前項の申出の相手方となったときは、その申出に応じなければならない。
- 3 第1項の規定による仲介の申出は、原則として、次に掲げる事項を記載した書面を本所に提出しなければならない。
  - (1) 申出の年月日
  - (2) 申出人の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
  - (3) 紛争の相手方の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
  - (4) 申出の趣旨
  - (5) 紛争の経過及び実状
  - (6) 参考資料がある場合はその表示
- 4 第1項に係る申出について証拠書類がある場合は、本取引所に対する仲介の申出と同時にその原本又は謄本等の資料を提出しなければならない。

## (申出の却下)

- 第6条 本取引所は、仲介の申出が次の各号の一に該当するときは、次条のあっせんを行わないことができる。
- (1) 本取引所のあっせん及び仲介又はその他当事者間においてすでに和解が成立した紛争に係るものであるとき
  - (2) 第11条の規定により仲介が打切られたもの
  - (3) 紛争の原因たる事由が生じた日から3年を経過した紛争に係るものであるとき
  - (4) 訴訟中の紛争に係るものであるとき(次条に掲げる紛争解決のあっせん(以下「あっせん」という。)中に当事者が訴訟を提起した場合又は、裁判所の調停又は弁護士会の仲裁申立をした場合を含む。)

- (5) その紛争の性質上仲介を行うに適當でない認められるとき、又は、あっせんを行うのに適當でない事実が認められたとき
- (6) 不当な目的で又はみだりに仲介の申出をしたと認められるとき
- (7) 申出人が正当な理由なくあっせんに係る事情聴取に応じないとき

(紛争解決のあっせん)

第7条 本取引所は、第5条第1項の規定による申出があった場合には、本取引所の職員をして当事者に出頭を求め当該申出に係る事情聴取及び、事情調査等を行わせるものとし、当該結果に基づき紛争の当事者双方の合意が得られるよう紛争解決のあっせんに努めるものとする。

- 2 前項のあっせんにより紛争が解決した場合には、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 本取引所は、第1項のあっせんが不調に終わった場合は遅滞なく、仲介手続きを開始しなければならない。

(事情聴取)

第8条 委員会は、期日を定めて当事者の出頭を求め、事情を聴取するものとする。

- 2 当事者が、前項の期日の変更を申請するときは、当該期日の2営業日前までに、これを行わなければならない。
- 3 第1項の規定による出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めた場合には、委員会の許可を受けて代理人を出頭させ又は補佐人とともに出頭することができる。
- 4 委員会は、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

(利害関係人の参加)

第9条 委員会が相当であると認めたときは、紛争に関し利害関係を有する者を仲介手続きに参加させることができる。

(仲介に必要な調査等に係る措置)

第10条 委員会は、仲介を行うために必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 参考人の出頭を求め、その意見を聴取し、又はその報告書の提出を求めること
- (2) 鑑定人を委嘱して、必要と認める鑑定を行わせること
- (3) 当事者に対し仲介を行う上において必要な帳簿若しくは書類その他の資料の提出及び報告を求め、又はこれらについて実地調査を行うこと
- (4) その他本取引所の職員をして必要な調査を行わせること

(仲介の打ち切り)

第11条 委員会は、仲介中の紛争につき次の各号の一に該当する事由を認めたときは、その仲介を打ち切ることができる。

- (1) 仲介の申出に虚偽が認められたとき
- (2) 申出人が正当な理由なく第8条に定める出頭に応じないとき
- (3) 当事者が仲介中の紛争について訴訟を提起、又は、裁判所の調停若しくは弁護士会の仲裁申立をしたとき

- (4) その紛争の性質上仲介を行うに適當でない認められるとき、又は、仲介を行うのに適當でない事実が認められたとき
  - (5) 当事者に合意が成立する見込みのないとき
  - (6) 当事者が調停案を承諾しないとき
- 2 委員会が前項の規定により仲介を打切るときは、本取引所は、当事者双方にその旨を通知するものとする。

(仲介の申出の取下げ)

第12条 申出人が、仲介の申出を取り下げるときは、書面によって行うものとする。

- 2 申出人が、仲介中の紛争につき訴訟の提起、裁判所の調停又は弁護士会に仲裁申立をしようとするときは、申出人は、その提起前に仲介の申出を取り下げなければならない。

(調停案の提示)

第13条 委員会は、適當と認めるときは、書面による調停案を作成し、これを当事者に提示しその受諾を勧告するものとする。

(和解契約書の作成)

第14条 第7条に規定するあっせんによる和解が成立したとき、若しくは本取引所の仲介により当事者間に合意が成立したとき、又は調停案を当事者が受諾したときは、別紙の様式による和解契約書2通を作成し、当事者は各1通を保存する。

- 2 申出人は、前項の和解契約書の写し1通を本取引所に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から実施する。

(別紙)

## 和解契約書

申出人 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との両者間に存する取引に関する紛争の解決につき、日本卸電力取引所(以下「取引所」という。)の仲介により、甲乙当事者合意が成立したので、下記条項による和解契約を締結する。本契約書は甲・乙それぞれ正本各1通を保存し、甲はその写1通を取引所に提出する。

記

平成 年 月 日

甲 住所

氏名又は商号および代表者名

印

乙 住所

氏名又は商号および代表者名

印